

平成29年度 第3回 港区子ども・子育て会議 議事要旨			
年月日	平成29年10月19日（木）	資料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 教育・保育施設等の新規開設にかかる意見聴取について ・資料1-2 港区子ども・子育て会議への意見聴取について（説明資料） ・資料1-3 待機児童数の状況について ・資料2 港区子ども・子育て支援事業計画の進捗状況に対する意見一覧 ・追加資料1 平成29年4月の待機児童数の状況について ・追加資料2 区立幼稚園の空き状況について ・追加資料3 港区開発事業に係る定住促進要綱に基づく生活利便施設について <p><机上配布></p> <ul style="list-style-type: none"> ・港区子ども・子育て支援事業計画 ・机上配布資料1 空き定員一覧（H29.1.1） ・机上配布資料2 保育需要 ・机上配布資料3 平成29年度港区子ども・子育て会議各基本方針に対する意見一覧（追加） ・机上配布資料4 意見送付様式
時間	18:30～20:00		
場所	港区役所9階911～913会議室		
次第	<p>1. 報告</p> <p>(1) 教育・保育施設等の新規開設にかかる意見聴取について</p> <p>(2) 平成28年度港区子ども・子育て支援事業計画進捗状況について</p> <p>2. その他</p>		

出席者			
会長	國學院大學人間開発学部	教授	神長 美津子
副会長	共立女子大学家政学部	教授	白川 佳子
副会長	関東学院大学社会学部	教授	澁谷 昌史
	公募区民		柳田 ゆう花
	公募区民		清水 真知子
	公募区民		村上 久仁子
	港区私立幼稚園連合会		北條 泰雅
	港区私立保育園長会		東 美智枝
	港区立高輪子ども中高生プラザ		網中 建志
	港区私立幼稚園PTA連合会	会長	藤田 裕子
	港区立小学校PTA連合会		綿谷 和宏
	東京都立青山特別支援学校PTA	会長	茨田 一矢
	日本労働組合総連合会東京都連合会港地区協議会議長		郡司 知志
	芝浦港南地区民生委員・児童委員協議会会長	芝浦港南地区会長	藤田 純子
	港区青少年委員会		福原 恵美
事務局	子ども家庭支援部長（兼務 赤坂地区総合支所長）		森 信二
	教育委員会事務局次長		新宮 弘章
	赤坂地区総合支所区民課長		阿部 徹也
	子ども家庭課長		長谷川 浩義
	保育・児童施設計画担当課長		西川 杉菜
	保育課長		山越 恒慶
	子ども家庭支援センター所長		中島 由美子
	教育委員会事務局庶務課長		中島 博子
	教育政策担当課長		藤原 仙昌
	学務課長		山本 隆司

【開会】

会長) 定刻になりました、定数は大丈夫でしょうか。

事務局) 大丈夫です。

会長) 平成29年度第3回港区子ども・子育て会議を開会します。

本日の議題は、次第のとおり2点です。

本日の会議資料は、10月6日に事前に送付しております。委員の皆様にご意見聞きたいと思いますので、全体の説明、資料の説明は簡潔にして進めていきたいと思っております事務局にお願いしております。効率的な会議の運営をお願いしたいと思います。

資料の確認等を事務局からお願いいたします。

事務局) 事務局の保育・児童施設計画担当課長の西川と申します。本日はよろしくお願いたします。

委員の皆様方の出欠を、ご連絡させていただきます。

事務局) 公募区民の柳田委員、村田委員、丹羽委員、児童相談センターの白田委員、福原委員が遅れるということです。

資料の確認をさせていただきます。本日の次第、A4の1枚です。資料1、「教育・保育施設等の新規開設に係る意見聴取について」というホチキスどめをした10枚程度、束になったものです。資料1-2、両面で、子育て会議への意見聴取について(説明資料)でございます。資料1-3、「待機児童数の状況について」。資料2、A3の横とじ何枚か束になっているものでございます。

追加資料1、待機児童の状況が入っているカラー刷りのものですが、A3の1枚です。追加資料2、区立幼稚園の空き状況について、追加資料3、「港区開発事業に係る定住促進要綱に基づく生活利便施設について」。ここまでが事前に配付していたものでございます。

本日机上配付したものが、机上配布資料1、「認可保育園等空き定員の状況の一覧」。机上配布資料2、需要率、保育の需要について数字でお示したものでA3の1枚です。机上配布資料3、子ども・子育て支援事業計画の進捗状況に対する意見一覧。こちらは、先ほどの資料2の追加資料になります。

あと、港区子ども・子育て支援事業計画の進捗状況に対する意見の送付先というA4の紙です。時間が足りず意見がお伝えできなかった等ありましたら、メールでも構いませんので、これを使って提出していただきたいと存じます。

資料につきましては以上でございます。

会長) 議事に入る前に1つお諮りしたいことがございます。第1回の子ども・子育て会議で事務局からお配りした公定価格の資料につきまして、委員からご意見があります。この件につきまして、資料を次回の会議で配付し、委員から書面で質問内容を提出いただいた上で、次回以降の会議で事務局から返答という仕切りにさせていただきたいと思っております。今日の限られた時間の中ですので、ご協力をいただければと思っております。それでは、議事(1)、教育・保育施設等の新規開設にかかる意見聴取について事務局から説明をお願いいたします。

事務局) 議事(1)についてです。資料1、資料1-2、1-3を用いて説明します。

資料1-2をご覧ください。なぜ子ども・子育て会議で定員関係のご意見聴取をするかという根拠を先にご説明をさせていただきたいと思えます。

1の概要としまして、子ども・子育て支援新制度が平成27年から始まっております。その中では、学校教育法や児童福祉法に基づく認可を受ける幼稚園、保育所、家庭教育事業などを行う事業者からの申請に基づいて、新制度の実施機関である区市町村、港区が、国の定める運営基準を満たしている施設事業者として確認することによって給付費、お金を支給する仕組みになっております。こういったことから、子ども・子育て会議におきまして、委員の皆様から意見をいただくことになっておりますので、今日議題として上げているものでございます。

参考ですが、点線で囲んでおるところに記載していることとございますが、一般的に幼稚園に行っているお子様が1号認定。2号、3号は、保育園に行っている方で3歳以上か3歳未満かというところで分けております。

裏面をご覧くださいまして、根拠法令は、先ほど申し上げました法になります。(1)のところ、①特定教育・保育施設(認可保育所等)の確認ですが、認可保育所等につきましては、基本的には市町村長の認可になりますので、確認をいただくという状況です。3番の特定地域型保育事業、子ども小規模保育事業等と呼んでございますが、0歳から2歳までのお子さんをお預かりするような、形態の保育に関しましては区で認可ということになっておりますので、①番の事業認可と、②の特定地域型保育事業ということで、こちらは、定員の確認をやっていただくという形になります。

資料1に戻っていただきまして、これを踏まえまして、今回私どもで私立認可保育園としましては1番から4番、12月1日、4月1日、5月1日の開園の園でございますが、小規模の保育事業者については5園でございますが、こちらは先ほど言うところの事業認可

と、定員の確認です。私立認可のほうは定員の確認です。あと、事業所内保育所も小規模と同じ扱いになりますので、事業認可と、地域型の保育事業ということで、定員の確認をやっていただくということになります。

2ページ以降が、こちらの保育園の概要と位置ということで順番につけてございますので、ご確認ください。

資料2、資料3につきましては、参考資料になりますけれども、現在の待機児童の状況で、待機児童が4月1日と9月1日を比較しますと、増加している状況でございますので、保育園の整備は必要であるという、参考資料にさせていただければと思います。

会長) 今の説明についてご質問等がありましたら、お願いいたします。

委員) 認可については、保育所の場合は東京都ということで確認は港区が行うと、いうことでよろしいですね。資料1-2の概要の3行目、区市町村の定める運営基準、これが今までこの会議に示されておらなかったと思うんですが、これが示されていないから、1年以上にわたって施設概要をお聞きしながら、これで本当に子供は大丈夫なのかということとをずっとやり合っていたように思うんですが、この運営基準をまず示していただきたいと思います。

事務局) 条例で規定している認可の基準としての条例がございますので、そちらで規定しているものでございます。

委員) この場にその基準を出してください、文書で。

事務局) 申し訳ありません、今手持ちがないので。

委員) 今日じゃなくていいんです。

事務局) お示しはできますので、次回でもよろしいですか。

委員) はい。

事務局) お示しをしたいと思います。

会長) よろしくお願いいたします。

そのほか、質問、意見もあわせてお願いいたします。

委員) もう1つ。最初のころに申し上げましたが、新規開園の場合に定員を定める場合というのでこの会議に示されておりますけれども、既設の施設についても、子ども・子育て支援法の規定によればこの場で審議する対象であるご指摘を申しておるんですが、それに対する回答もありませんし、施設の定員についての議論を一度もしていないということについては、どのようにお考えなのでしょうか。

事務局) この会におきましては、新規の保育園について審議するというのでこれまでもきてございますので、今回も新規のものを計上してございます。

委員) どこかに書いてあるんですか、法律に。

事務局) 法律には書いてございませんが、私どもの条例で、新規ということでやってございます。

委員) 条例には書いてあるんですか。

事務局) 大変失礼しました、資料の手持ちがなくて。前回、28年の5回目のとき参考資料としてお配りしていますが、港区におきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定については、新規の開設のみ子ども・子育て会議で意見聴取を行うこととしていますとお伝えをしているところでございます。

委員) 条例ですか。

事務局) 条例にそのものは書いてございませんけれども、そういう扱いにしております。

委員) でしょう？そんなの勝手に決めちゃだめですよ、そんなこと。とんでもない話だ。

事務局) 先生がおっしゃるように、条例上では新規のもののみと書いてはございませんけれども、国から、利用定員についてどうするかということの通知が出ていまして、港区としては、新規のものをお諮りするということで調整をさせていただいたところでございます。

委員) 繰り返しますけれども、法律に何て書いてあるのかということ。その法律に基づいて区の条例は何て書いてあるのか。その上で、どうしてこうなっているのかということなんです。

事務局) 条例上では、3条で、区長は、特定教育・保育施設、こういった保育の事業の利用定員を定めようとするときに意見を述べるというふうになっていますので、そういう意味では新規かというようなどころまでは確かにうたってはございませんけれども、先ほど申し上げました、国の、利用定員を定めるときは新規に設定する場合のみとしということで、定員を変更する場合は義務づけられていないということで通知がありますので、それに基づいて、区では新規のみという対応になってございます。

会長) 今のお話ですけれども、委員のほかの先生方でご意見等がありましたら、よろしいでしょうか。一応この会議の中では、新規の利用定員について議論を進めていくという形でこれまでも進めてきておりますので……。

委員) いや、そうじゃないですよ。私はずっと異議を申し上げている。

会長) はい。内容としては、新規の利用定員について審議してきたということです。

委員) 会長、副会長の先生が、法律にも書いてない、条例にも書いてないが、港区で決めただからしょうがないとおまとめになれば、それで結構です。

会長) そうですね。今回の場合にはこの時間の中での審議になっていきますけれども、もしご意見等がありましたらば。できるだけこの中でこれまで進めてきた内容で進めていきたいと考えておりますけれども、ご意見等がありましたら。

委員) 委員からご指摘のあった件は、全くもっともだろうと思います。実際のところ、定めようとするときというときの定義が、おそらく他区においても新規開設のときに限っていて、その後については現実的な運用の中で省略されているということで行われているものかと思います。ただし、おそらく他区の会議体においても、確認をするときに、後々実際に定員数が変わって運用されているということ、その中で需給関係がどのように整合性がとられていくのかということについては把握されていない。

何よりまた、このところで、おそらくこの区でも、公園であるとか保育・教育の環境についてさまざまな意見が出ているとは思いますが、そこについて、実際のところ、その後のフォローアップというのがこの会議体としては行われていないというのは全くそのとおりであろうかと思しますので、その点について、区としてはどのようにお考えなのかというのはまず、今日でなくてもよいので示していただきたいなというのは、私も常々思っております。ですので、現実的な運用面で優先的に行っているものと、行い得ていない部分について今後どのように考えていくのかというのは、委員の指摘、また、そのほかの委員の指摘を受けて、少しもんでいただくのがよろしいかなというふうには思っております。コメントとして。

会長) お願いいたします。

事務局) 副会長のご指摘につきましては、私どもでも検討いたしまして、何らかの形でお示しするようにしたいと存じます。

先ほどの国の通知につきましては、昨年度の会議でも資料ではお配りしているものではございますが、今年メンバーも変わっていることもございますので、改めてこちら資料としてお配りをしたいと思います。

会長) よろしくお願いいたします。

委員) 会長先生として、港区の説明を了とするというふうにまとめてくだされば、私はやむを得ない。

会長) わかりました。今の副会長のコメントと、担当課からのご説明を伺いながら、この会議におきましては新規のものを検討していくという形、意見を述べていくという形で進めさせていただきたいと思っています。それにつきましては、次回以降その辺のコメントもいただくような形でよろしいでしょうか。

続きまして、議事2の平成28年度港区子ども・子育て支援事業計画の進捗状況についてです。会議の進め方ですが、本日と来週10月25日の2回で進捗状況についての議論を行いたいと思っています。一応予定としては、本日は半分ぐらいまでとは思っておりますけれども、そのあたりは議論を見ながらと思っております。本日は、基本方針1から順に議論を行いまして、4のあたりまでと思っておりますけれども、残り分は時間の会議の中で議論を行います。皆様から、資料を見てご意見をいただきたいと思っております。それぞれのお立場から、今回の資料に対して、つまり、この進捗状況に対してご意見をいただくということがこの会議の趣旨でございますので、ご意見をよろしく願いたいと思っております。

このことにつきまして事務局のほうから少し説明をして、それから議論をお願いするという形をとりたいと思います。

事務局) 今日机上で配付した資料の補足をさせていただきます。今後資料2で議論いただく前に、私どもの用意した資料でございます。

机上配布資料1、保育園の空き定員が多いので、そこを使って何かできないのかというようなご指摘がよくございます。今回1枚にまとめまして、29年4月1日現在の状況になりますが、お示ししたものでございます。一番上の表が、港区全体で空き状況をお示したものでございます。クラス数、空き定員数は実績をもとに、割り返したところ、0歳から2歳は0.1とか、マイナスは定員の弾力、定員以上に受け入れているところがあるので、基本的には1クラス当たり0.幾つということですので、ほぼ空きがないという状況です。それから、3歳から5歳についても、クラス平均で2.4とか3.幾つですので、2人から3人のクラスに空きがあるというふうに読みとれます。

もう少し細かく分けますと、保育園が開設されてから3年以上、3年未満で分けてお示したものでございまして、真ん中の表が開設3年以上ということ。0歳から2歳はどこも同じ動きになっていきますので、ほぼ空きがない状況がございしますが、3歳から5歳が上と下とで少し数字の動き方が変わってございます。3年以上については1とか2とかという、整数の部分がこういった数字ですので、基本的には1クラスに1人ないし2人の

空きしかないということです。3年未満については、4.92、6、7というような数字が大きく見えるのですけれども、こちらについては、開設3年ですと、当初開園したときに、いきなり3歳からとか4歳からとか保育園に入ってくる方というのはいらっしゃるの、どうしても空いている状況になると。ただ、当然0、1、2に入っている子供たちが学年進行で上がっていきますので、そういう意味では数年の間には埋まっていくであろう定員ですので、一見、数字だけ見ると空きがあるように見えるのですけれども、クラス数で見るとそんなに空いていない状況であることを示したものになります。

続きまして、机上配布資料2です。左側が港区の人口推計です。今後、港区として人口がどれぐらい増えていくかを、毎年、人口推計という冊子でお示ししていきまして、ホームページにも掲載させていただいています。こちらを参考に区の施策とかニーズを把握していくようなことになるのですけれども、左側が、一番上が港区全体、その下から、芝から芝浦港南という5地区をあらわしたものでございます。

その下に、30年度以降の保育需要率見込みと記載してございます。全体のうち、保育園に行く人、保育園を必要だとしている人がどれぐらいいるかということで、29年度の実績を見ましたところ、真ん中の一番下の、29年度保育需要率（実績）となっているものが実際の数字ですが、この数字を30年度以降も使って、同じ率を使って人口推計に掛け合わせたところ、どれぐらい定員が必要か、保育需要があるかというふうに示したものが右側の保育需要ということになります。人口が増えていますので、同じ需要率を掛けていくとおのずと定員が必要になってくるところは読み取れるかと思えます。

机上配布資料3ですが、これは資料2の追加の資料ということになりますので、あわせて今後議論していただくときにあわせてご覧になっていただくようお願いしたいと思います。

資料2の中で、11ページになります。委員の一番上、その他で、保育の質の維持のため、経験を重ねた先生方にも長く勤めてもらえる環境づくりに配慮してほしいというようなご意見の中で、私どもの回答としましては私立認可保育園のことと解釈して回答している状況でございますけれども、その後に委員に確認をしましたところ、私立認可保育園に限らず、都立、港区保育室、区立保育園、こども園についても回答をいただきたいというご指摘でしたので、回答を後ほどお手元に紙でお配りしたいと思います。

内容についての説明はそこまでで、今後議論をしていただく中で、いろいろご意見をいただく中、言い漏れてしまったことは、先ほど最初の資料の確認のところでお伝えしまし

た、意見の送付先という、メールアドレスに後ほどお送りいただくような形でお願いしたいと思います。説明は以上です。

会長) ありがとうございます。基本方針の教育・保育施設等の充実という項目から皆さんにご意見をいただきたいと思っております。大体15分ぐらいを目安にはしていきたいと思っております。皆さんからご意見をいただいておりますので、それに対する回答のまた質問という形でも結構です。質問、ご意見等をお願いいたします。

委員) 進捗状況って、何年度の話をしているのですか。

会長) 昨年度ですね。昨年度の事業計画に対する。

委員) そう書かないとわからないですよ。28年度ということですか。

会長) 28年度の事業計画に対する進捗状況の事業評価に対する意見です。

お願いいたします。

委員) では、私のほうで質問させていただきました、区立幼稚園の入園の受け入れ体制を充実していかれるということで、そのときに資料手持ちでなかったのも、どのぐらいの空きがあるのかというのは今はもう把握できた状況ですが、実際入れなかったという方たちに対しての、今、救済措置というのはどのようなアドバイス等をされているのか具体的に教えていただいてよろしいでしょうか。

会長) 事務局どうでしょう、それに関して。

事務局) 基本的に大体、区立幼稚園の場合ですと、12月の終わりには抽選を実施することになります。ただ、その後、また出入りが激しくなるといいますか、一旦補欠登録した状態であったとしても、抜けてまた入るといって、年末になりますとどんどん出入りが激しくなってきますので、しばらくお待ちいただくというようなご案内はさせていただいているところでございます。

委員) 私が伺いたいのは、実際に入れなかったという方たちが私たちの周りでは何名かいた記憶がありまして、そのときに、保育園の場合に入れなかったときの対処と、区立幼稚園のときに4月の時点で定員が回ってこなかったということのときの対処というのはどのように違うのかお伺いしたいのですが。

事務局) 4月の時点で入れなかった場合は、ご希望の園に入れなかった場合は、引き続き補欠登録をしていただいている状況でございます。

委員) 3歳児もしくは4歳児の子供たちが、例えば認可保育園のほうに何時間だけでもとかいうようなスイッチをすとか、そういう案は今のところ出てなくて、あくまでも区立

幼稚園という形でしょうか。

事務局) 区立幼稚園として待っていただいている状況です。

委員) なるほど、理解しました。

会長) ありがとうございます。

ご質問をいただいた方、また確認でも結構です。

委員) 質問させていただいた待機児童に対する対応みたいところで、意見の一番上のところで、待機児童とそれに対応する保育定員の、いただいているんですけども、これに対して、計画時の見込みを超える保育需要が発生している状況ですというふうにあります。いろいろ取り組んでいきますとあるんですが、この保育需要が、見込み違いとか、少ないのではという指摘があると思うんですが、これに関して、先ほど資料をお示しいただきましたけれども、保育需要の計算とか見直すということは考えてらっしゃるんでしょうか。

会長) お願いいたします。

事務局) まず保育需要がどこで規定されているかということでございますが、お手元の保育支援事業計画の27ページになります。平成27年に策定したもので、27から31年度までの5年間で保育の需要がこれぐらいあるだろうと、推計をしたものでございます。そういう意味では、今、28年度の実績ということになりますので、27ページの下の方の28年度の合計が、7,054人が保育として必要だろうと見た数字でございまして、これを上回る速度で私どもは、今、整備をしておる状況でございます。27年度のときには、こういう形で確保していけば待機児童が出ないということで見込んでいたところではございますけれども、人口の増加と、保育需要、需要率そのものが上がっているというような状況でございまして、現在も整備を進めているところでございます。

委員) 少なくとも5年ごとに見直していき、保育需要そのものも検討はあるんだと思うんですが、これは一応、26年度のということですか。27年度からのスタートのものですね。今、自分が入れないものですから切実なんですけれども。

特に、区役所の支所に友人などでパートタイムの人が行くと、「もう出しても無理なので、やめたほうがいいですよ」という案内をされたりするんです。そういった方も、先の話になりますけれども、受け皿としてできるように、見込みが少ないかなというのが、待機児童を抱える親の感じるところです。

会長) はい。よろしいですか。どうぞ。いいですよ。それに対するお答えを。

事務局) 今のお答えを受けまして、事業計画と比較して、待機児童の状況を見ますと、やっぱり今年度はかなり増えてしまったということもありますので、4月以降、緊急対策で定員拡大に取り組んでいるところでございます。現在のところ、30年度の4月に向けて、全体で7,815人の定員を確保できそうな見込みでございます。

委員) もう1つだけで関連ですいません。4月に1,000人定員を増やすと出されると思うんですけども、進捗状況っていかがなんでしょう。

事務局) 進捗状況を含めて、今現在、30年4月で確保できるのが、先ほど申し上げた7,815人です。

委員) 1,000人は増やせないと？

事務局) 1,000人のうち、おおむね半分ぐらいということになりますけれども、1,000人のうち、港区保育室を建てて、500人ぐらい確保したいと考えてございます。地元への丁寧な説明が必要であること等もございまして、おおむね半分ぐらいの定員を確保できている状況でございます。

委員) 1,000人の目標を掲げたけれども、現状500人ぐらいの増なのではないかということですね。わかりました。ありがとうございます。

会長) お願いいたします。

委員) 計画のところ、今、26年度の需要と、それから、何年後の需要と、5年後のというのは、今現在の数字から何%ぐらい増えるという話をされていましたが、何処の会議だったか覚えてないんですけど、例えばマンションを建てるとか、都市計画との連動ということはやってないんでしょうか。そこのところを聞きたいんですけども。

会長) はい、お願いいたします。

事務局) 人口推計については、先ほどご紹介しましたが、毎年3月に、区全体としてお示ししているものでございます。そちらには、新規のマンションですとか、開発の状況とか、わかる範囲で考慮して推計をしておる状況でございます。

委員) それで、現状の芝浦港南とかを見ると、それがわかった上でこんなにずれちゃうということでしょうか。そこを一番お聞きしたいんですけども。

事務局) 推計ですので、そういう意味では、見込んだ数字よりと実際とには、ずれが出ている状況です。

委員) 去年3月ぐらいかな、前の教育委員会の次長の方は、全く都市計画と連動してないのでこういうことになってしまったんですということを僕に直接言いましたけれども、去

年の3月まではやってなかったということなんですか。それとも、今年から始めたのか、今も去年と変わらないのかわかりませんが、前次長はそれをものすごく言っていましたけどね。

事務局) 申し訳ございません。全部反映できているかということになりますとわかりかねますが、また、前次長がどのようにご説明を差し上げたかわからないのですけれども、人口推計をするときに、率ばかりではなくて、区の中の動向はわかりうる範囲で反映させていると考えてございます。

会長) ありがとうございます。ご質問等、そのほかありましたら、1の教育・保育施設の充実について。

委員) 机上配布資料1で説明いただいたわけでありませけれども、机上配布資料1で、空き定員が合計で474あるということが、3年以上と3年未満に分けたらば、3年以上になったら、クラス当たり1人か2人のものだという、こういうおっしゃり方があります。昨年来、この空きを何とかして、待機児童の少しでも緩和に役立てる方法を考えましょよという提案がこの会議で盛んに出て、答申の中にもうたわれていたはずなんですよ。それなのに、こういうお答えだと、何にもやらないですよということのアリバイ証明みたいな、こういう資料にしかかってない。そういうことではいけないと思うんですよ。

それで、例えばもう何年もたてば空きはなくなるとおっしゃいましたけれども、空きがほとんどなくなったことなんてかつてあったんですか。どこかにあったんなら、そのうち解消しますよというの、そうでしょうねと思いますけれども、一度もなかったでしょう？ 要するに、何にもやらないためにこういう資料を出すというのは、大変不誠実なやり方だと私は感じます。

それで、進捗状況ですけれども、2ページ目の、委員が園庭の問題を取り上げておられます。これは過去2年間にわたってさんざん議論されたことで、これも答申においては、原則として、言葉は違うかもしれませんが、園庭は必要なんだと。子供を育てる上でね。必要だから、園庭が確保できるような方策を考えましょよということだったはずで

す。

そういう観点からいけば、これもしょうがないよ、こうするしかないんだよということで、園庭がある、例えば港区立の、ちゃんとしたっておかしいですね、保育園の場合だったら、園庭はちゃんとある。それから、ほふく室もある。遊戯室もある。年齢別保育室もあるんですよ。ただその一方では、年齢別保育室もない、園庭もない、こういう保育所

を結果としてたくさんつくっているんですけども、どうするんですか、これから。どうやって子供たちの環境を守っていくんですか。しょうがないよということなんですかね。それだったら、今までの議論に対する、あるいは答申に対する態度として、これまた極めて不誠実な態度だと言わざるを得ないと思います。

それから、5ページのところで、学童クラブの定員についてお伺いしたけれどもご回答がなかったんですけども、学童クラブの定員をどう計画的に増やそうと思ってるのか。数字は伺いましたけれども、常識的に言えば、保育所の5歳児の定員プラスアルファが1年生になるはずですよ。そういう定員確保を目標としてやっておられるようには思えないんですよ。前、学童の場合は学年別の定員は設定してないという、そんなお返事だったんですけども、そんな言い方しないで、困ってる方いっぱいおられるんだから、1年生に対してどう対応するのかをもっと具体的に、5歳児の定員を上回るものをどう用意するのかということをおっしゃるべきですよ。以上です。

会長) ありがとうございます。大変課題が大きい、重い問題と伺っておりますが、委員の方々から、空き教室の問題や学童保育の問題等につきまして、ご意見等をいただければと思っております。今回の会議の中心は、それぞれのお立場から見方や受けとめ方や、また、もうちょっと一歩踏み込んだご意見等をたくさんいただくということが今回の趣旨でございますので、空き定員の問題、この資料を用意してくださったということは、努力してこうなっていますということの状況説明と受けとめておりますので、ご意見等につきまして、皆様から今度お願いしたいと思います。

新聞等で見ると、保育所をつくりたいと思っても、近隣から反対があつてといろいろな話を、先ほどの待機児童を解消しようという形で動いていても、なかなか動けないというような状況もあります。園庭につきましては、昨年度のところでも、随分、園庭が欲しいということを議論しながらも、努力という形でしかまだ実を結んでおりませんので、それは言い続けていかなきゃいけないのかとこの会では思っておりますけれども、皆さんから少しでも何か、光が見えるとは言いませんけれども、ご意見等がありましたらお願いしたいと思います。見えるとも言えないかもしれませんが、何か受けとめ方とか。ご遠慮なくどうぞ。

委員) 1つ、わかってないので伺いたいですけれども、新しく開設される保育園の中で、園庭がなくて、飯倉公園を使うというのが2つあるんですね。飯倉公園に15人のお子さんと、これは定員がここで見ると70人ということで、合計85人のお子さんがこれから

飯倉公園を園庭として使うというような展開には私には見えるんですけども、これは飯倉公園を使いますというふうに利用者がおっしゃれば、そうですかと認可されるということなんでしょうか。

それとも、今の飯倉公園の状況を考えたときに、おそらく保育園児さんが遊ばれる時間帯と一緒に思うんですね。午前中だと思うんです。午後は多分放課後は小学校のお子さん方が使うので、今でさえ非常に混雑している公園にさらにプラス85名いらっしゃるということをおぼろげに認めるということでもよろしいのでしょうか。それとも、何か別の場所とか、ほかのところの公園をお勧めしたりとか、別の区の区民プラザとか何か遊ぶような場所を開放したり、そういうことも可能なものなんでしょうか。すいません、基本的な質問で。

会長) お願いいたします。

事務局) 今のご質問についてでございます。認可の届け出上ということで、主たる屋外遊戯施設ということで公園等の場所を代替の場所として認可はさせていただいているところでございます。ただ、実際の利用に関しましては、必ずしも年齢によって、行き先も日によって公園を変えたりとか、工夫をしながら、私立認可保育園を運営しているということ聞いております。したがって、1つの私立の保育園の方が同時に飯倉公園に行くというような形では実際にはないということございまして、クラスによって行き先が変わったりとか、曜日によって変えたりという工夫をしながら、今、何とか運営をさせていただいているところでございます。

委員) おそらくその場合ですと、かなりの距離をお子さん方が歩いていらっしゃるのではないかなと思うんですね。このあたり気になるんですけども、ほかの公園ありますか。そういう場合の行き先を、例えば何分ぐらいかけて何歳児がどういうふうに活動している動向を調査されているのか、各園のかかなりの工夫の中で遊び場所を保育士の方々が選定されていると思うんですけども、それに関して何か把握はされているのでしょうか。

事務局) 行き先については、各年齢ごとによく行く公園を調べさせていただいたことがあります。飯倉公園を利用する場合については、都立の芝公園を利用したりという形で、多少20分ないし時間かけて移動するようなケースも言っているとあります。ただ、お天気の状態、それから、保育の計画の中でということになってくるとは思うんですけども、現時点ではそれなりに工夫をしながらというところでございます。

また、区立の保育園の園庭をということで、資源を必要に応じて提供していくという

ころについても、特に小規模保育施設につきましては、連携施設ということで、区立の保育園を連携施設として遊べるようにというような対応をさせていただいているようなところもございます。定期的に常時、毎年毎年の状況ということではございませんけれども、クラスごとによく行く公園につきましては調べさせていただいて、それにあわせて活用支援の希望とか、そういうものを調査するというは行っているところでございます。

委員) もう1つ伺いたいですけれども、このあたりはおそらくインターナショナルスクールが多く、遊びにきていらっしゃるんですね。つまり、区のほうで把握されていない方々が公園で遊んでいるという状況もあって。私の家の前、公園なんですけど、非常に混雑している状況なんですね。把握される動きはありますでしょうか。

事務局) 申しわけございません。インターナショナルスクールの状況ということでは、遊び場を必要としているかということについては、把握はできていないです。園から、例えばたくさん混み合っているというようなところで情報提供いただく中で考えているというのが現在の状況でございます。

委員) ありがとうございます。1つはやはり希望としまして、園庭がない場合やはり公園に行くしかないと思うんですね。公園以外で何か区の持っているいらっしゃる施設とか、広く動けるようなところで、屋内でも構いませんので、子供たちが遊べるようなところを、部署が多分重なっていらっしゃるんじゃないかと思うんですけれども、何か区の施設の中で利用というのは考えていただけたらありがたいなと思っております。

事務局) 1つの例として、しばうら保育園というのが区立の保育園としてございます。広い園庭を保有しておりまして、近隣の私立の認可保育園の方に利用していただくなど工夫ができているところもございます。今後、区有地も含めて、あるいは区立の認可保育園等で対応できないかどうかということについては検討させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

会長) ありがとうございます。この議論は意見が出てきた後にまとめていきますので、そのときの改善の方向ということで、近隣の公園の利用状況とか、公立の園の園庭、そういったことも含めて、光は差さなくても少しでも前へ進めるような、園庭のないというところにどうにかやはり園庭が必要というところが伝わるような何とか工夫していきたいなと思います。

そのほか、先ほど学童の話も出ましたけれども、委員、よろしいですか。

委員) 先ほどの意見の中で、私ども、高輪子ども中高生プラザという、大型の児童センタ

一を運営させていただいています。午前中は比較的小学生とかは来ないですね。平日の午前中に近隣の保育園の園児さんが、全員が一遍に来ないですけども、何々組がちょっと遊びに来るといのは、結構頻繁に。私も何か今の意見をお聞きしながら、指定管理者なのでなかなか難しい立場ですけども、そういう活用は、現場の職員とかの対応で応えていっている現状はあります。ですから、近くに公園がなかったら、遊びに来てくださいという形でやっています。

あとは、プラザの特質上、占有の利用ができないんですね。ただ、今まで保育園同士がぶつかったということは、6年運営していてもありません。あとは、あらかじめ何人か来ていただくときには連絡いただいていますので、ここは多少応えさせていただいているかなと思います。

あとは、学童クラブについてなんですけれども、私達も新年度を迎えるに当たって、近隣の年長の子供たちの人数を数えて、大体、今年1年生で何人ぐらい来るのかなというのをはかっております。定員は、学年ごとの定員ではもちろんないんですね。ですから、現状としては、今うちは77の定員ですけども、大体半分以上が1年生です。でも、だんだん年齢が上がっていくごとに自立というか、6年生まで学童が必要なのかなというように。港区は6年まで対象にしていますけれども、やっぱり子供たちの自立というか、大体3年生ぐらいの2学期はもう、子供の言葉ですけども、学童はいろいろな決まりがあってうるさいからやめるよという、そういう子供さんも多少いるんですね。僕は逆に言うと、自立を考えたら、少しぐらいは自分たちの裁量でやっていく、そういう子供がいてもいいと思いますので、今はそういう形で実際現場ではバランスがとれている状態です。そんなことです。

会長) ありがとうございます。

委員) 資料1はこの後ですか。

会長) 資料1というのは最初のですか。

委員) この確認だけ。

会長) これは先ほど資料1についてのご意見ということで伺ったんですけども。

委員) もうあれで終わっちゃったんですか。

会長) はい。もしご意見等がありましたら、また書いていただいとということになります。

委員) はい。

会長) 申しわけございません。

委員) いやね、結局さっきのところに戻りますけれども、2ページの清水委員のところですね。ここに、基準を満たす園庭が確保できない場合と書いてあるんですね。ということは、園庭の基準というのがあることなんでしょう、当然。それが原則ですよ。原則が満たせない場合に、例外として直近の近接している公園を園庭とすることもやむを得ないけれどもしょうがないということですよ。そういう意味でしょう。

事務局) 委員おっしゃるとおり、国のほうの施設の基準として、屋外施設につきまして園庭ということでございますけれども、基本的には2歳児以上のお子さん1人について一定の面積が望ましいという形では確保するということになっております。ただし、確保できない場合については、近隣の公園等を代替場所として確保することができるということになってございます。

委員) 園庭をちゃんと基準どおりに持つというのはやらなきゃいけないですよ。それができてない。緊急事態だというのはわかります。その中でいろいろやらなきゃいけないって、これはよくわかるし、そうだと思います。だからといって、5年たってもそのままでもいいというわけではないですよ。少なくとも、確認あるいは認可するときに、5年以内に園庭をちゃんと持ちなさいという、そういう指導をやらなきゃだめですよ。これは断じてやらなきゃだめだと思います。

会長) はい、お願いいたします。

事務局) 今の園庭の話で補足させていただきますと、厚生労働省が出しています通知の中で、屋外遊戯場についてという文書の写しがあります。その中において、特に都心部におきましては、なかなか園庭が確保できないということもありますので、屋外遊戯場にかわる場所に求められる条件はあるにせよ、合理的な理由がなく、これらの条件を課すことによって保育所の整備が滞らないように配慮してくださいというような記載もございます。園庭があるにこしたことはないのですけれども、状況としてやむを得ない場合は近隣の公園を使って整備をしていってくださいという通知がございますので、今はそういう対応をしているところでございます。

委員) ということは、園庭設置を求めないと言っているのと同じですよ。

会長) どういうふうに関今回の報告書の中に昨年度の意見と今回の議論と合わせながらどう書き込むかというのは、これからまた少し工夫していかなきゃいけないかなと思います。言い続けていくことはとても大事ですが、一方に保育園に入れられないというご父兄の方もいらっしゃるのでつくらざるを得ない状況もあるということと、やはり今ある園庭のないと

ころでどういうことが可能なのかというのは、周りのあらゆる園や協力等がどのぐらい得られるのかとか、やはり実態をまず知りながら少しでも前に進めるほかないのかなと思います。

委員) 園庭のない保育園という話が出たので、先のことも含めてここで言うのが一番いいのかなと思ったのでお話しします。僕も、待機児童というか、保育園に入れない人たちがいるということで、この会議に出て、3年ぐらい前のときは、とりあえず子供が預けられなくて仕事ができないという人がいるのであれば、まあしょうがないのかなと。マンションや貸しビルの中で保育園をやるところでも、預かってくれる人がいないんだったらもうしょうがないのかなと思っていたんですが、港区がどんどん子ども家庭支援課課長かな、名前わかりませんが、どんどん待機児童対策を進めてくれて、支援事業についても非常に0から6についてやっていただいて、何かいいかげん追いかけてこになっていて、また待機児童が出ちゃったんだと。

それを考えると、当時は、区内にもともと住んでいる方たちがそんな苦労しているんだったらという感覚で、僕もそれはいいんじゃないかなというふうに思っていたんですけども、他区から流入してくる人のためにここまで力を入れてやる必要があるのかなということと、人口推計を見る限り、29年度で1万6,260名、0から5の数字になっているんですよ。机上資料2です。これ、29年度これで0から5ということは、五、六年後、6年後なのかな、小学校の人数が、全員公立小学校に入るかどうかわかりませんが、1万6,000人上がってくる可能性がある。

そうすると、今、港区立の小学校って7,500ぐらいだったような気がするんですね。芝浦港南については、ランチルームありません、多目的室潰しました、東町小学校もグラウンドを潰して仮設の校舎をつくってますというような状況で、外国人の受け入れもしましたから、やっていて、もともと港区に住んでいる子供たちというか小学生がこんなに苦労している状況を他区の人のためにやる必要があるのかなというのは多少思い始めたんです。

そこで、僕は、先生の言っていることも非常にごもっともだと思ったんですけども、今はしょうがないんじゃないかなと思っていたんですが、もうこれ以上ここまで対応する必要があるのかなという気がしてきたのと、6年後の小学校が教育委員会側は多分ほぼ対応できてないような気がするんですね。昨日の会議のときに、子ども家庭支援課は教育委員会じゃないので小学校のことについてはわかりませんとかってすぱっと切られてしま

ったんですけれども、0から6のことを一生懸命やっっているながら、1年生から6年生の入る教室が今現在でもないという状況。

それから、芝浦小学校については、第二芝浦をつくらなきゃならないと、この前つくったばかりなのに、校庭を潰してというのを僕もこの会議で言ったんですけれども、その事実を把握していませんで、結局、校庭を潰して仮設校舎をつくったりとか、12学級もあると体育の授業が回らないとかいう状況になっていて、もともと港区に住んでいる人たちの子供がそんな状況にさらされるために、どんどん待機児童対策をして、どこの区から来るか知りませんが、例えば江戸川区とか世田谷区から来る人のためにそこまでやる必要があるのかなというふうにだんだん思い始めてきたので、もうちょっと中身の充実という話も出ていたわけだし、待機児童対策を迫りかけているのもどうなんだろうかなというものはあるんですが、その辺の意見はどうなんだろうかな。

僕は非常に区の方たちが一生懸命やっていることに応援していたんだけど、何か都市計画と連動してないとか、小学校がこんな状況になってほっといてといったときに、何かもともとの港区の代表というか、僕はPTA連合会会長という立場でここに出ているので、皆さんが一生懸命やっているのは非常によくわかるんですけれども、その先の6年間の小学校が今もう現在苦勞していますよというのに、何かそのままほっとけないって、最近非常に反抗的な態度をとっているのはそこにあるんですが、どう考えているのかというところなんです。

事務局) ご指摘の点、確かに教室の転用というのは実際に行いながら対応しているというのは事実でございます。人口推計上でもこれからは人口の伸びがあるというふうなところもあります。あと、人口推計の中でも実際に開発の動向は反映させているとはいえ、一定の期間を区切って反映させていたりというようなところ、推計の中でもそういう表記になっております。そういった状況がありますので、可能であれば、そういった地域を限定した上で、ある程度要因を加味した例えば予測とかそういったものも少しできないかなというものは検討していきたいなと思っております。

会長) まだまだここはいろいろあるかと思うんですけれども、議事の進行で大変申しわけないんですけれども、またまとめる際には今後調整していきたいと思っております。1につきましても、もし質問やご意見等がありましたら、ぜひ。

委員) もう1つだけよろしいですか。

会長) お1人のところでよろしいでしょうか。

委員) 3ページの委員の質問に対しての回答なのですが、29年4月から0～2歳児の待機児童を対象に、家庭で1対1の保育を行う居宅訪問型保育事業を開始していますとなっているのですが、私、今、待機児童を持っている母親なんですけれども、知らなくて、全然。一応、私が検索した限り、区のホームページとか、あと、入園の申し込みのときにもらう保育園案内とかに記載がないんですけれども、これはどこで周知しているものなのでしょうか。

会長) お願いいたします。

事務局) 実際に平成29年4月から開始しているという状況でございます、平成29年4月の保育園の入園のご案内には、申しわけございません、これについての説明はございません。ただ、4月入園の結果というところで、入ることができなかった方に対して、保育コンシェルジュのほうが個別にご案内を今させていただいているような状況で運営しております。

委員) 案内来てないんですけれど。何か要件とか？

事務局) 要件としては、今年度については、認可保育園を5園以上希望していただいた方から順次ご案内をさせていただいているようなところでございます。なお、来年平成30年度版の保育園の入園のご案内を今作成しております、その中にはその制度のご案内もしっかり入れていくということが1つと、また、今年度につきましては、11月に地区ごとに入園説明会を開催する予定でございますので、その中で丁寧に周知していく予定でございます。

委員) 今のところは、保育園の入園案内にもホームページとかにもどこにも書いてなくて、制度があるという状況ですね。

事務局) 現在、申しわけございません、ホームページへの掲載はない、29年度版にとじ込むような形のご案内はできていないという状況でございます。

委員) 窓口でも全く案内されないもので、知りようがないかなと。

事務局) 申しわけございません。そちらについては、30年度に向けてしっかり改善できるように努力してまいりたいと思います。

会長) よろしいですか。30年度に向けて今年度には対応できるようところは改善をお願いします。

委員) ホームページにはすぐ上げられるんじゃないかと思うんですけど。

事務局) その部分を含めて改善を図ってまいりたいと。

会長) 引き続きいただければと思います。

委員) 今のお話なんですけれども、制度をつくるのであれば、そういうことって事前にわかると思うんですよね。ホームページの開設とか制作するのにそれほど時間もかからないのに、なぜ何かこれが発表というか、施行されるのにそこでホームページとかできなかったのかすごく不思議なんですけれども、その辺とかどういうふうにお考えなんですかね。これが施行されてからじゃないと、そういう案内とかというのはしていけないという事情とかってあるんでしょうか。

会長) お願いいたします。

事務局) こちらの居宅訪問型保育事業につきましては、当初のスタートしたときの定員が30人という形でスタートさせていただいておるものでございます。29年4月の段階での待機児童数は164人というところで大変多い状況がございまして、個別にお待ちの方にご案内していくというところからスタートしたところでございます。ホームページのところについてはご指摘のとおりだと思いますので、そこにつきましてはしっかりと受けとめて、早急に対応できるように改善してまいりたいと考えています。

会長) では、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、大変申しわけございません。もし質問等がありましたら、メモのほうに書いて送っていただければと思っております。

続きまして、2の地域子育て支援事業の充実という項目について、ご質問等された委員の方々、特にこれで納得かどうかということで、さらに質問ということがありましたら、お寄せいただければと思います。

それでは、また戻っても結構ですので、一応その次の3のところもあわせて見ていただいて、ご質問、ご意見お願いいたします。3は、教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保という項目でございます。8ページ以降。

それでは、戻っても結構ですので、4の子ども・子育て支援の質の確保というところでご質問等がありましたら、お願いいたします。

委員) 9ページの(1)⑧の保育施設の確認制度の着実な運用というところで意見を出させていただきました。港区の保育室については、区の監査というか、区が運営業務の委託をしているからこそ、指導監督をきちんと行うべきではないかと考えます。運営事業者の本部と意見交換しながらと記載があるんですけれども、本部と意見交換されるだけではなく、現場側の指導、検査、監査が必要なのかと思うんですけれども、それについてはい

かがでしょうか。

会長) お願いいたします。

事務局) 今、委員からご指摘のところでございます。港区保育室につきましては、区独自の施設ということがございまして、法に基づいている指導・検査とか、訪問指導という形の対応ということではないんですが、内容的な部分につきましては、日常的な業務のかかわりの中で運営に関する相談や指導のやりとりはさせていただいているところがございます。ただ、法に基づく形での指導・検査ということは、対応の施設ではないということでございます。

また、運営事業者の本部との意見交換をしながらというところについてですけれども、運営事業者とのやりとりが必要な場面が多いものですから、そうしたものについては、運営事業者のほうと意見交換をしながら保育園のほうにお伝えをいただくというような形をとっているケースが場合としてはあるのかなということで、このような記載をさせていただいているところがございます。実際は、園のほうから相談を受けたりというところもございますので、そのような中、日常的なかかわりの中で対応させていただいているということでございます。

会長) よろしいでしょうか。委員。

委員) 11ページ、12ページ、13ページ、育児休業とか育児休業明けというようなことが書かれておりますが、これは今までの議論で、育児休業、これを議論したところは1年6カ月であったと思うんですけれども、育児休業をちゃんと1年6カ月とれる事業所においてはとっていただくということを推進すべきだという意見が幾つか出ていたはずでありますけれども、育休をしっかりと目いっぱいとっていただくという方向と、そのことによって保育所に入ることが不利にならないようにする、その仕組みづくりというのが答申の中にも触れられていたと思いますので、そこら辺はどうか。ちょっと何にも書いてないですから。

それから、これは先のことになりますけれども、私も詳しくないですが、この10月から育児休業が2年間とれるようになるやに聞いております。そうすれば、少なくとも0歳児は育休をちゃんととっていただければ、その方については不必要な状況になるわけですので、そういうこともぜひ積極的に施策に取り入れていただきたいと思います。以上です。

会長) ありがとうございます。もし育児休業に関して皆さんのほうからご意見等がありましたら。育児休業明けの受け入れについて、もしご説明がありましたらば。

委員) 先生の質問をお聞きしたかったんですけども、先生の回答を伺いたかったんですけどね。育児休暇をとっている人が1年5カ月なり2年なりとっていたら、入るのがおくれちゃうからということですよ。

委員) そういうことだね。

委員) それで、0から入っちゃった人は入れちゃって、きっちりとした人は……。

委員) きっちりすると、4月には復帰していないという状況が生まれるね。

委員) 入れなくなっちゃうという対応はされているんですかって、そこは教えていただきたい。

事務局) 資料の中でございますけれども、12ページ、13ページの一番上の欄のところには、それぞれのページに、育児休業明けの入所予約制度について触れているところがございます。1歳のお誕生日の月に復職をされるという予定で、誕生日は当然ながら5月、6月、7月とそれぞれ誕生日が来て1歳に到達するわけでございますけれども、そのタイミングで復職をご希望される方向けの0歳児の定員ということで、平成29年度においては0歳児クラスに56人分の枠を確保しております。

そちらについては、育児休業明け入所予約制度ということで、希望の方が申し込みをいただきまして、抽選によって内定の方を決定させていただいているようなところでございます。もちろん一定の要件ということで指数があるんですけども、大多数の方が同じ点数になるということがございまして、結果的に抽選でということで、29年度につきましては185名の方がお申込みになられたというところでございます。

委員) この議論のときには、さっきちょっと言い間違えましたけれども、1年6カ月育児休業をとれば、0歳児保育を受けないで済むんですよ。実は0歳児のところこういう枠をつくるということはほとんど意味がないですよ。それで、育児休業をちゃんととっていただくということにメリットを持っていただくということが大事ですよ。ですから、その方々が、これが2年になったら私もちょっと計算がよくわからないんですが、1歳児の途中から入ることになると思うんですね。そのことが不利にならないような扱いをする枠を設けるべきなんです。こういうことじゃないですよ。

会長) このちょうど下に、予約制度の充実に向けて検討していきますというような中身のことに入るのかなと思って伺っておりますけれども……。

委員) そうですね。

会長) やはりそういう考え方を持ってこの検討の中に入れていくためにも、ここで、今日

はちょっと時間がございませんけれども……。

委員) 逆に言うと、0でこういう枠をとることに私は反対ですね。

委員) もう1回伺ってよろしいでしょうか。0歳児って休業が許可されているのに、何で保育園に入る人がいるんですかというのが。

委員) うち、個人事業主だから。

委員) だから、休みがとれない人がいっぱいいるということですか。

委員) そういうことだと思います。

委員) でも、人の人生なので、いつ入るのかというのはそれぞれが決められるほうがいいんじゃないかなと思いますけど。

委員) なるほど。0から復帰をする人が多い？

委員) そうですね。

委員) 私、ちょうど当事者で、育休中で、子供が8カ月ですけれども、私は1歳のときに復職したいと思っていて、そのようにしているんですけれども、やっぱり0歳4月で入れないと基本的に認可園は難しい。1歳4月が一番難しいから、基本的には厳しいですよなんて支所の方にも言われている状況で、皆さん、友達とかはみんな、0歳4月で復帰するようにタイミング合わせているんですけれども、うちは遅生まれなので、1月生まれで4月といたらすぐなのでちょっと無理だったんです。

だから、第2子は遅生まれじゃなくというか、4月か5月に産まないとねみたいな話にママ友の中ではなっているわけなんですけど、もう世の中、それはもう当たり前の常識みたいなことになっていて、遅生まれで子供を産んじゃった人がちょっとうっかりしているみたいな、もうそんな風潮です、本当に。年度途中で入れるなんて、まず無理だし、申し込みをしても、あくことはまれにあるけれども、まず無理ですよ、わかってますよねみたいな、何を考えて申し込んでますかみたいな顔をされるとというのが今の状況だと思います。

あと、何カ月で仕事に復帰したいかはそれぞれの人生なので、本人が決めればよいと思うんですけれども、ここで何か決める話はちょっとおかしいと思います。

委員) どの程度いるのかなと思って。

委員) 基本的なことですが、生まれ月よっての考慮というのは点数化されているんですか。私、そこがすごく疑問ですけれども。0歳から働くことが人生云々ということも全然関係なく、生まれた子供の日付によってその子の人生が母親含めて変わっちゃうなんていうことがやっぱりあってはいけないと思うんですけれども、そこは生まれ月の点数ってあ

るんですか。

会長) お答えをお願いします。

事務局) 生まれ月によって点数に差がつくということは、システム的なもので差がつくということは一切ございません。

委員) やっぱり遅生まれの子は損になるという言われ方になるということですね。そういうことですか。

事務局) 0歳児の方で、例えば1月から3月にお生まれになって4月の保育園の入園ということになりますと、生後3カ月後に入園ということになります。基本的に、3カ月から入園できる保育園であったりとか、園によっては57日目、8週目からできる保育園とかがありますので、やはりお申し込みができる期間というのは、4月入園の申し込みの期間との関係もありますので、1月から3月生まれのお子さんについては不利なところがあるのではないかとのご意見はこれまでも頂戴しているところでございます。やはりどうしても0歳児クラスといたしまして学年でクラスは編成しているところがございまして、どうしてもそのような形になってしまう面があるというところでございます。

委員) 4月入園というのは、学校が始まるという、社会が始まったときには4月という区切りはやはりすごくルールとして大切だと思うんですけども、0歳から3歳で基本的に保育と言われている中で、入園が毎年1回しかチャンスがないという考え方もやっぱりもうそろそろ変えていかなければならないかとは思いますが、そここのところの変更をしていく考えはないですか。

事務局) 0歳児の方の入園を例えば2回に分けるかについては、課題としては認識してはいますけれども、現時点ではなかなか運営というところについては、その期間0歳児クラスとしての空きも出てくるということもございまして、今後の課題として認識させていただければと思っております。

委員) 半年で区切ることはどうでしょうか。

会長) ぜひともご意見でまたこちらのところご記入ください。あとお1人という形でよろしいでしょうか。

委員) 今のお話でもあったんですけども、私、5ページ目に継続的な調査が可能であればと書いていただいたんですが、それはどうなんですか。年度じゃなくて、例えば5年ごとに調査をしましたというような形の調査は無意味だと思うんですが、私が申し上げたのは、1つの子育て家庭が経年変化をどのようにしていったかということなんですね。例え

ば区立の保育園をくじで引きました。入れたか入れないかによって、家族の人生変わるんです。どのように考えていくか。例えばそこで退職をすれば、待機児童もなくなるんですね。そのような考えって多分お持ちでないと思うんです。

私は実は内閣府の調査で経年で家庭状況を追われたことがあります。いろいろな状況の中で、家族の経済状況とか、子育てに何を求めるかということで変わっていく。1つの家庭を経年で追っていくような調査をするような動きはあるのでしょうか。私たち、母親をやっている、ニーズを抱えているかもしれないんですね。それはなぜかという、どのように、どのような施策で何を考えるか調査多分とられたこともないと思いますけれども、私としては、1つの家庭を、皆様がつくってくださった施策によって、どのように考えが変化していった、例えば選択肢としてあり得なかったものが、例えば区立の幼稚園が3年保育になったら、やっぱりそこに入れてみようと思うであるとか、そう変わっていく部分もあると思うんですね。もしできれば、国がなさっていることを、同じ家庭を追って意識調査をしてくれるようなことが可能であれば、ぜひそれはお願いしたいと思います。そういう意見として申し上げました。

会長) ありがとうございます。

委員) 1つだけ、短く。この資料1、今日やらないという、このまま行っちゃうと定員設定了解したということになりますから。認可保育所の4園全部、園庭ないんですね。それ自体極めて問題だと思いますけれども、その中でも特にここはひどいと思うんですよ。4ページ。確認しちゃっていいんですか、こんなところ。私はこの定員設定に反対であります。議事録に記載をしていただきたいと思います。

会長) 今のご指摘は、ふたばクラブという？

委員) そうです。ひど過ぎますよ。

会長) そのあたりは事務局で少しご説明いただいとしたいと思いますけれども、5分ぐらいで終了という形ですので、ご意見にまた書いていただくことになると思います。

事務局) 申し訳ございません、ふたばクラブのどこが問題とお考えでございましょうか。

委員) まず、保育室・遊戯室、内訳が書いてないですよ。年齢別保育室あるんですか。ないでしょう。それから、調理室が狭過ぎるでしょう。トイレも狭過ぎますよ。あまりにもひどいですよ。

事務局) 認可基準上の平米数は満たしています。

委員) 反対だということを議事録に書いておいてください。

会長) わかりました。あと、確認をするということで、基準との関係と、反対というご意見があったということで、次回またコメントいただければと思います。

終了の時刻を過ぎましたので、本日の港区子ども・子育て会議はこれまでということにしたいと思います。

以上になりますけれども、最後に事務局のほうからご連絡等お願いしたいと思います。

事務局) 次回の開催は、既に開催通知を送付させていただいてございますが、10月25日水曜日6時半からです。今度の場所は、みなと保健所8階の大会議室でございます。次回会議におきましては、本日の資料2の途中から議論していただきます。次回は、育児休業の話もございますので、人権担当の課長、所管の課長も出席をするようにいたしまして、対応したいと考えてございます。次回も本日用いました資料を使いますので、お持ちいただきたいと思います。先ほど補足としてお配りしました資料を、この会議終わってからすぐ、事務局のほうで配付いたしますので、ご確認の上、25日にお持ちください。

会長) ありがとうございます。 それでは、港区子ども・子育て会議を終了させていただきたいと思います。長時間お疲れさまでございました。ありがとうございます。